

平成30年第9回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年9月25日  
13時30分～14時25分

会 場 海老名市役所3階政策審議室

## 平成30年第9回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成30年9月25日「平成30年第9回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 加藤 晃	3番 清水 澄雄	4番 瀬戸 正己
5番 小島 富士男	6番 平井 敬	7番 加藤 忠晴	8番 竹内 章人
9番 尾上 富夫	10番 井出 彰	11番	12番 森 征男
13番 齋藤 孝一	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 中山 勇	16番 塩脇 勉	17番 新戸 和夫	18番 守屋 福夫
19番 宮台 孝治	20番 細川 英治		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、主査 加藤 謙次、主事 湊 大輝

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第40号 引き続き農業を行っている旨の証明について
- 日程第3 議案第41号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 海老名市新農業振興プランの改訂に係る意見について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。また、本日、農地利用最適化推進委員の出席は6名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、3番委員と4番委員を指名させていただきます。

それでは、4. 報告事項の3ページから5ページの（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございましたらお願い申し上げます。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 質問もないようでございますので、報告事項でございますから、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条では、委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、本人はただいまいないようでございますが、傍聴を希望された場合は許可することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、本人が希望された場合は許可をいたします。

それでは、会議を進めたいと思います。

これより5の付議事項に入ります。

議案書6ページ、日程第1、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号14、申請地は、中河内字■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計、■■■■平米です。譲受人は、門沢橋■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、中河内■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料1にございます。

以上でございます。

【議 長】 事務局の説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 ■■■■さんについては、息子さんの■■さんと奥さんと非常に農業を熱心に行われております。それを見据えました経営規模拡大ということで、何ら問題ないと思います。

以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんとその妻の■■さん、子の■■さんとその妻の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は、年間280日、■■さんの妻の■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は、年間200日、■■さんの子の■■さんの農業経験年数は19年、農業従事日数は、年間300日、■■さんの妻の■■さんの農業経験年数は3年、農業従事日数は、年間120日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■平米、合計、

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 平米で、下限面積である 30 アールを超えております。機械は、トラクター 5 台、耕運機 3 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台、トラック 1 台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。20 番委員。

【20 番委員】 申請地の状態は、農地として正しく管理されておりました。特に問題ないと思おます。

以上です。

【議長】 それでは、ただいままでのところで質疑のある方。いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

【4 番委員】 ちょっと確認。両方とも面積が小さいのですけれども、隣を■■■さんが持っているとか、そういった意味合いはあるのでしょうか。

【主査】 面積は確かに小さいのですけれども、■■■さんのほうから積極的に広げたいというよりは、■■■■さんが売りたいというご希望があられるようでした、それで■■■さんが応じたというご事情のようでございます。

以上でございます。

【4 番委員】 わかりました。

【議長】 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号 14 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。









て適正に管理されていきました。特に問題はないと思われま

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11につきまして、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号11について、承認とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件を案件とします。

(1) 農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされていますが、例外として、農地法施行規則第29条第1号において、耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用の施設に供する場合には、許可不要と規定されています。この例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

受付番号4、申請地は、杉久保北■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■平米のうち■■■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米です。転用者は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、農機具置場、施設の規模は、30.55平米が1棟、24.01平米が1棟、2棟で、合計、54.56平米です。資料は、2-1に申請地の案内図及び写真、資料2-2に土地利用計画の平面図、資料2-3及び2-4に設置する施設のパンフレットをお配りしております。

また、続けて補足説明をさせていただきます。

実は本届出の受け付け後、先週の金曜日になります。地権者であります■■■■さんの訃報がこちらのほうに入りました。それに伴い、相続が発生するということから、届出の取り扱いにつきまして、11番委員と事務局で検討をいたしました。こちらは法令に基づく届出というものではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するためをお願いしてご提出をいただいているという届出であること、また、届出を受理した後でも相続後に相続人が万が一計画を廃止したとしても、特段、法令上問題はないということから、今回、このような状況ではございますが、通常どおり手続を進めるという結論となりました。

なお、11番委員より、本案件につきまして、地区担当委員のご意見ということで、■■さんは杉久保の農家として世帯で熱心に農業を行っており、農業用施設用地として届出地を転用することに関しては問題がないという旨、言づてをいただいておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

**【議長】** 事務局から説明が終わりました。並びに、事務局のほうで地区委員の意見も聞いておりますので、発表がございましたとおりでございます。

この件につきまして、質疑のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

**【議長】** 質疑もないようでございますので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** 異議なしということですので、受付番号4について、了承とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、(2)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号250について、事務局から提案説明をお願いいたします。

**【主事】** 生産緑地の買い取り申し出に対し、市長が買い取らない場合、当該生産

緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされています。農業委員会へこの斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番号250、所在地は、門沢橋■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米です。案内図及び現地の写真は、資料3をご覧ください。この農地につきましては、平成30年第7回定例総会におきまして、土地所有者の故障という事由により、生産緑地の主たる従事者についての証明願いが提出され、証明の決定がされました。7月27日付で、市に対して土地所有者より、この生産緑地の買い取りの申し出がされましたが、市では買い取らないということとなり、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ております。斡旋につきましては、まずご自身でお考えいただき、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、10月18日、木曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を、10月19日、金曜日に海老名市都市計画課へ事務局からご報告をさせていただきます。

以上でございます。

【議長】 事務局の説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、生産緑地番号250について、了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書15ページから19ページまでの(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号21から25までの5件、農地法第5条の受付番号51から60までの10件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、

市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書15ページ、16ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成30年8月1日から8月31日までの間に届出がされたものです。受付番号21から25までの5件で、田、198平米、畑、1,450.63平米、合計、1,648.63平米です。

続きまして、議案書17ページから19ページまでをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成30年8月1日から8月31日までの間に届出がされたものです。受付番号51から60までの10件で、全て畑、3,445平米です。以上、これらにつきましては、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

**【議長】** 事務局から説明が終わりました。質疑のほうは受付番号21から25までの5件と、受付番号51から60までの10件について、一括して質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

**【議長】** 質疑もないようでございますので、第4条の受付番号21から25までの5件と、受付番号51から60までの10件について、一括で承認させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【議長】** 異議なしということですので、一括して承認とさせていただきます。

次に、議案書20から21ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

**【主事】** 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっています。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった

場合のみ、現地調査を行います。

議案書 20 ページをご覧ください。受付番号 6 は、杉久保の■■■さんの死亡による相続です。受付番号 6、権利を取得した者は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、平成 29 年 1 月 17 日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、杉久保字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか 2 筆、議案書のとおりです。

以上でございます。

【議長】 事務局の説明が終わりました。受付番号 6 について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、受付番号 6 について、承認とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、受付番号 6 について、了承とさせていただきます。

続きまして、受付番号 7、8 につきまして、関連がありますので、一括で事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。受付番号 7、8 ともに、国分の■■■■■さんの死亡による相続です。

受付番号 7、権利を取得した者は、国分北■■■■■■■■■■、■■■■■、権利を取得した日は、平成 30 年 1 月 8 日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、河原口字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか 3 筆、議案書のとおりです。

続きまして、受付番号 8、権利を取得した者は、国分北■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利を取得した日は、平成 30 年 1 月 8 日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせ

ん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■平米、ほか7筆、議案書のとおりです。

以上でございます。

【議長】 事務局からの説明が終わりました。受付番号7、8につきまして、一括で質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方、いらっしゃいますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号7、8につきまして、一括で承認させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、承認とさせていただきます。

次に、議案書22ページ、(5)海老名市新農業振興プランの改訂に係る意見についてを案件といたします。

事務局、提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、(5)海老名市新農業振興プランの改訂に係る意見についてということで、今日、担当の農政課のほうで秦課長と三浦主幹が来ておりますので、担当のほうから説明していただきますので、よろしく願いします。

【農政課長】 農政課の秦でございます。よろしく願いいたします。

それでは、新農業振興プランの改訂についてということで、お手元に資料を配付させていただいております。簡単に申しますと、海老名市の総合計画に基づいて、部門別の施策ということで、農政の振興を図るためのメインプランが海老名市新農業振興プランでございます。これは平成28年7月に策定しまして、今回、改訂の必要が出てきましたので、その中身を改訂するに当たりまして、農業者、各団体からご意見をいただくため、説明に上がりました。

それでは、A3の資料を見ていただきたいと思います。1番から簡単に順番で説明させていただきます。

新農業振興プランは、平成28年7月に、平成32年度までの5年間

を計画期間として、本市農業の持続的な発展と都市農業の振興を図るための効果的な具体策を提起するということで策定したものでございます。表紙に、新農業振興プラン、下に、新たな都市農業フロンティアへということで、海老名市としては、市街化区域、調整区域にかかわらず、都市農業としてのいろいろな振興をしていくのだという計画をこの中に盛り込んでございます。

2番目、実はこのプランを海老名市が策定した後に、国と県のほうから、都市農業施策の方向性が示されましたことを踏まえて、今回、必要のところだけですけれども、見直しを行いたいというものでございます。

参考までに、国のほうは、平成27年、都市農業振興基本法という法律を制定して、都市農業振興基本計画というものを平成28年5月に策定しました。ここで言う都市農業というのは、市街化区域内農地にかかわらず、その周辺という意味で、そういった都市農業を振興していくに当たっての基本的な計画を国でつくりました。県のほうが、神奈川県都市農業推進条例に基づいて、かながわ活性化指針という、これは施策のことなのでございますけれども、この指針の中身を改定して、いわゆる都市農業の振興に関する部分も追加しながら、29年3月に県の地方計画として位置づけたということで、順番的には次は海老名市の番ということになるわけです。改訂の概要としましては、海老名市としては、新たに都市農業の基本計画を策定するのではなく、この新農業振興プランがもともと都市計画の振興のプランであったので、そのままこれを地方計画に位置づけたいと、その旨をこのプランの中に、地方計画ですよと位置づけるというのが1つ目でございます。

2つ目は、これも文言の話なのでございますけれども、国の基本計画のほうで、皆さんご存じのように、市街化区域内農地というのは本来宅地化すべきものという前提、生産緑地の制度は別ですけど、そのような前提で、今までいろいろな施策が進められてきました。それを大きく転換して、市街化区域内にあるべきものという捉え方で、今後都市農業を振興していくということになりますので、この市の計画の中にもその旨を記

載させていただくということでございます。

3つ目は、「国・県との整合による施策等の追加」ということで、国が示している大きな施策の柱、県が示している施策、それに当然海老名市としても逸脱してはいけませんし、もし追加する部分があるのであれば、追加をしていくということで、1つだけ国の施策に掲げているものが、このプランには計画としては掲載していなかったもので、その計画を追加するということが大きなことでございます。

細かい話は、実際にどこのページでどの辺をとということは、担当の三浦のほうから簡単に説明させていただきます。

【農政課主幹】 農政課の三浦と申します。よろしく申し上げます。

今、課長の秦から説明した内容の、具体的なものが「章別の改訂内容」となりまして、表の見方ですけれども、「改訂の概要」の(1)から(3)の3つの視点から、本プランのどの部分にどのように記載するかを示したものになります。

まず、一番左上、(1)「地方計画としての位置付け」と(2)「市街化区域内農地の位置付け」につきましては、本プランの第1章、「1. この計画の目的」にそれぞれ位置づけを明記しております。具体的には、ホチキスどめの資料があると思うのですけれども、こちらの2枚目の裏面をごらんください。下線で示しているところが、今回、追記する箇所になります。

あわせて、振興プランをお持ちの方は、同じく3ページ目をごらんください。下線箇所なのですけれども、どこに追加するかと申しますと、3ページ目の上から5行目、「それらについてもこの計画では提起することとします」の次に、この下線で示されている文面を追記します。

まず、国が基本法に基づき、基本計画を策定して、市街化区域内農地の位置づけが転換されたことを記載して、続きまして、県の動向、一番最後の行に、地方計画の位置づけを記載しております。

それでは、また、A3横長の資料に戻っていただきまして、次に、(3)「国・県との整合による施策等の追加」につきましては、内容の追加と施策の追加を行います。内容の追加につきましては、先ほど説明し



ているとおり、国の計画に準じて市街化区域内農地について、都市マスタープランや緑の基本計画と連携を図り、計画的に農地の保全・活用を進めていく必要があることを振興プランの「4. 海老名市の農業の可能性と課題」の「農地の維持・保全」に文言を追加するものです。具体的には、ホチキスどめの資料の3枚目をごらんください。下線がついているところが追加する部分です。本プランでは、16ページをごらんいただくと、上から8行目の「市街化区域内の農地につきましては、生産緑地制度等の活用により、維持保全を図っていく必要があります」の次に、「また、市街化区域内の農地における土地利用については」という文面を追加いたします。

では、またA3横の資料に戻っていただきまして、次に、施策の追加についてご説明いたします。

今までお話しした内容につきましては、国、県の方針や、市の関連計画との連携など、決まり切った内容というのですか、そういった改訂や、行政制度に関係する部分の改訂だったのですが、今から説明する内容については、直接農家さんに関係する部分になるかと思えます。

この施策の追加につきましては、国の施策の1つであります「学校教育における農作業体験機会の充実等」を「第3章 一般市民と農業の関係構築」のところに新たに施策を追加し、位置づけるものになります。追加施策の事業内容につきましては、施策の追加の(3)「学校教育における農作業体験機会の充実等」の下に「追加施策の事業内容」とありまして、ここが本文の内容を要約したものになるのですけれども、「農作物栽培や農作業体験などを通して、農業への理解醸成や、都市農業者との交流を図る」というものです。

なぜこの施策を追加したかと申しますと、A4横の1枚ぺらの紙が用意されていると思うのですけれども、こちらの一番左が国の計画、真ん中が県の計画、一番右が市の計画となっておりまして、一番左の国の計画の7番のところに「学校教育における農作業の体験の機会の充実」という、項目がございます。一番右の本市の振興プランと対比しますと、下のほうに(新)と書いているところがあるのですけれども、今までこ

のプランには位置づけがなかったので、このプランにこの施策を位置づけるというものになります。ただ、事業の内容の一部については、既に学校において菜園をつくって農作物を栽培したり、農家さんが学校に出向いていただいて、野菜づくりを一から教えたりとか、ほかにも中学校の職場体験において、学校側から農家さんに出向いて行って、農作業体験を実施したり、現にこういったさまざまな事業を既に展開しているところがございます。したがって、今の振興プランに位置づけていなかったから、今回、施策としてプランにも位置づけようというもので、1つ、この施策の追加を行うことによって、国の基本計画の施策と全て合致することになります。

具体的な内容としましては、ホチキスどめしております資料の最後のページをごらんください。あわせて、振興プランの37ページをごらんください。(2)の「障がい者の農業セラピー」の次に「市民農園の拡大・充実」という形で来ているのですけれども、(2)と(3)の間に「学校教育における農作業体験機会の充実等」というのをこちらに追加しました。(3)の「市民農園の拡大・充実」は、(4)に繰り下がって、(4)の「防災協力農地の拡充」については(5)になります。

この施策を位置づけることによりまして、本文のホチキスどめの資料のほう、「学校教育における農作業体験機会の充実等」の中身をごらんいただいて、この下から2行目のところに「都市農業者との交流を図る」という部分で、今後、もっと学校側から、農家さんの家に出向いて行って、一緒に農作業体験を学んだり、学校の授業や学校の行事、そういったものを通してながら、農家さんとの交流を図る機会を設けて、都市農業の理解、醸成を図っていく形になってくるかと思えます。ただ、こういった事業を行う前には、必ず事前に農家さんに相談したり、了承を得たり、また、本格実施する前に試行したりとか、そういったところでやっていくので、施策に位置づけたからすぐに実施するというものではありません。そういったことをご了承いただきたいと思えます。

「章別の改訂内容」の説明につきましては以上となります。

**【農政課長】** 補足を兼ねてなのですからけれども、こういった計画は皆さんご存じのよう

に、中間で見直しというような計画が一般的に多いのですね。これは、5年計画なのですが、農政の場合には、3年間ではなかなか結果が導きにくいので、今回、中間の見直しはしません。ですから、中身自体の見直しはしないのですけれども、国、県の動向がこうなったから、これはほとんど行政的な話で、地方計画に位置づけますと、あと、いろいろ農地の保全に関しては、今までもそうだったのですけれども、都市計画サイド、緑の計画である環境サイドと中でよくきちんと連携してやる必要があるという旨を入れております。

あと、もう1本、施策で、計画にしていなかったものを追記しております。ただ、先ほど三浦が言ったように、実際に学校と農家との連携で、皆さんご存じのように、学校が田んぼを農家さんと一緒にやったり、畑をやったり、最近、逆になくなっちゃったのですけれども、例えば農家の家に小学生が泊まりにあって、体験農業ということもやりました。ただ、これは中学校の職業体験の場にでも、そういうことも今度していきたいという思いがあったので、今回、計画に入れさせていただくということです。

もともとやっている施策なので、こういった計画は、ご存じのようにパブコメを基本的にはするのですが、改訂の中身がこの部分だけであり、もともと地産地消実行委員会とか、市民が入っているような実行委員会でいろいろ施策をつくっていることもあり、広くパブコメはいたしません。

ただ、実施するに当たっては、農家さんの協力が必要だということで、今回、JAと園芸協会と農業委員会、この3つの団体に意見を求めたいというふうに理解していただければと思います。

A3の最後の右下に書いてあるように、10月9日までにご意見をいただければという、今のところの予定でございます。その後、庁議を含めて、あと、最終的に改訂した場合には、議会のほうに報告という流れになってございます。ひとつご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】 農政課から説明が終わりました。質疑のある方、いらっしゃいますか。

【7番委員】 今、課長が言われた都市農業、小学生なののですけれども、これは泊まり

とかそういうふうな考えはあるのですか。

**【農政課長】** まだそういう具体的な考えはないのですが、私が先ほどお話ししたのは、もともと10年ぐらい前まで、小学生を対象に、農家20軒ぐらいに、2人組で、体験農業研修ということで、実際そういうことをしていたのですよ。最近、それはなくなってしまって、この施策においては少し後退してしまったという部分があります。

ただ、小学生の場合は、農家さんの負担になって、なくなった経緯がありますので、今後は、国としては、農家の家に行っているいろいろ体験するという施策も必要と言っております。そこで、1つの例として、中学校の職場体験で海老名の農家さんに行っている家が2軒ぐらいしかありませんので、中学校の授業カリキュラムと連携して、農家さんへの職場体験を、今後実施していきたいなという考えはあります。

ただ、先ほど言ったように、これはあくまでも計画なので、これを計画に載せたからやらなければいけないというものではなく、実際にやるに当たっては、関係者の皆さんといろいろ協議をしながら実施に移していかなければできないと考えています。ただ、これは先ほど言ったように、農政課が施策を進めるに当たって、何を根拠にそういう施策を進めるのかということ、このプランが根拠になるので、計画のほうに含めさせていただきたいと、そういう話でございます。

**【6番委員】** (2)「農地の維持・保全」、ここのところで、「都市マスタープランや緑の基本計画と連携を図り」とあるのですけれども、市街化の農地を緑としてカウントしていくとか、あと、生産緑地との関連のことなのか。この連携というのは。

**【農政課長】** まさにそのとおりでございます。基本的に市街化調整区域内の農地に関しましては、都市計画から少し離れますので、それは置いておいていただいて、市街化区域内についての農地を含めた土地利用というのは、都市マスタープランや緑の基本計画と関連してまいります。例えば今までは生産緑地がそうなのですけれども、生産緑地ではない、本来宅地化すべきものである市街化区域内の農地についても、もう少し都市マスタープランや緑の基本計画と連携していく必要があることをこの計画の中

に書きますので、そういうふうにご理解していただければと思います。  
緑の基本計画も、環境サイドのほうが、緑地でカウントしていますので、当然関係してきます。

【6番委員】 そうすると、都市マスのほうで、特段市街化農地に関して、開発志向を抑制していくとかというような方向性を書き込むとか、そういう話ではないわけですね。

【農政課長】 基本的には違います。さっき言ったように、基本的には市街化なので、農地として残すか、生産緑地制度を使うかは、まず生産者が選ぶべき話です。ただ、全体の計画としては、市街化ですから、宅地化という流れになっていたのですけれども、宅地ばかりではなくて、農地をどういうふうにしていくかということを経営側も放っておかないで、農地として残していったほうがいいものなのかどうかをきちんと計画すべきだということですね。ただ、最終的にはご本人の自由なのですけどね。

【議長】 ほかにありませんか。

追加は、事務局はありますか。

【事務局長】 特段ございませんが、ひとつよろしくご審議をいただいて、できたら、早目に意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【議長】 質問等もないようでございますので、農業委員会といたしましては、今回の改訂に関しましては、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、今回の海老名市新農業振興プランの改訂に係る意見については、了承とさせていただきます。

【農政課長】 追加で申し上げます。今、生産緑地制度の改正がされていると思いますが、この計画の中では、農政として生産緑地をどうしていくかということには全く手を触れておりません。生産緑地制度自体が変わった後、例えば300平米になったとか、そうしたときに、実際に施策としてはどうしていくのか。制度は制度なので、今までも生産緑地とか、生産緑地以外の市街化農地とか、調整農地とか、うちは全く隔たりなく都市農業として振興を基本的には位置づけておりますので、ご理解いただ

ければと思います。

以上でございます。

【議長】 よろしゅうございますか。

【農政課長】 どうもありがとうございました。

【議長】 次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。ありませんか。

ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 長い間、ご苦労さまでした。市内のほうで今月末から刈り入れ時期が始まりました。農業従事者、かなり高齢の方が多いので、この時期になると、農業事故には十分注意するようにお願いします。本日はどうもありがとうございました。

(終了 午後2時25分)